

〔姓序考〕村主

村主は、成務朝廷四年春二月丙寅朔の詔に、是國郡無君長、縣邑無首渠者焉、自今以後國郡立長、縣邑置首、卽取當國之幹了者、任國郡之首長、是爲中國之蕃屏也、五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛、以爲表、とみえしとき置れし也、舊は職號なりしもの、姓になれる也、村主の號の正しくみえしは、孝德朝廷大化二年春正月甲子朔の詔に、別臣連伴造國造、村首所有部曲之民處々田莊云々、とあるぞ始なりける、村主をこゝに村首とかけ、首なるを思ふべし、村主をしも孝德紀に村首とか、れしは、主首相通へるもて、然か、れたる也、そは姓氏錄に、縣使主を縣使首とかけるにて、知るべし、民使首は、民使は氏にて、首は姓なり、此例にて縣使首をも縣使を氏とす、村主は須久理と訓べし、和名抄に、伊勢國安濃郡村主、須久とみえたれば也、其義は佐都久理にて、得物撰の意なり、佐都を約れば須となれり、故須久理といへり、佐都のことのこゝろは、萬葉集第一舍人娘子の歌に、丈夫之得物矢、手插立向射流圓方波見爾清潔之とある、サツヤヤサツ得物矢の佐都とひとつことばなりける、ざるを得物矢は、幸矢なりとて、神代紀彦火火出見尊の山の幸おはしませし故事に引あて、幸弓幸矢なりといへれど、そはいみじき強言也、幸は佐知佐伎とは訓れど、サツ佐都と訓ることなし、得物矢の正しくみえしは、假名をいふに萬葉集第二十下野國防人大田部荒耳の歌に、サツ佐都夜奴伎、拔得物矢又第五哀世間難住歌に、サツ佐都由美乎、多爾伎利物知提握持てなりとみゆ、サツ萬葉集第三志貴皇子の御歌に、足日本乃山能佐都雄爾とみえし、サツ佐都雄は、第十に、山邊爾射去薩雄者又山邊庭薩雄乃、禰良比恐跡とみえしに同きを、薩摩人は薩摩人にて、薩摩國人は雄々しきものなれば、如此云といへり、其もてる弓矢なれば、薩弓薩矢なりといふは、其末をのみ云て、本源をたづねいはざるもの也、すべて佐都と云は、よくものをみとめて、其美物を擇りとれるの古言也、村主は諸國の邑里の長として、各地の美物を撰定て、貢進れるものをさしての美稱なり